

山梨県公報

第二千三百二十二号

平成二十五年

五月二十日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定……………三三二

道路の供用開始(二件)……………三三二

道路の区域変更……………三三二

一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………三三二

公 告

山梨県登録販売者試験の実施……………三三三

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(三件)……………三三三

随意契約の相手方の決定について……………三三四

教育委員会……………三三四

平成二十六年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………三三四

告 示

山梨県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年五月二十日

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字東ノ峯一三五四二(次の図に示す部分に限る。)、一三五四

三、字藤切場一三九四四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県知事

横

内

正

明

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年六月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事

横

内

正

明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	内船停車場 線	南巨摩郡南部町南部字南田富士川右岸堤防敷地先から南巨摩郡南部町南部字南田九一七二番の一五二地先まで	八〇・〇	平成二十五年五月三十日

山梨県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年六月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事

横

内

正

明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	笹子停車場線	大月市笹子町黒野田字安成一三 五三番の一地先から 大月市笹子町黒野田字安成官有 無番地先まで	五・〇	平成二十五年五月二十日
----	--------	---	-----	-------------

山梨県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年六月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市上野原字新田倉三〇九九番の一地 先から 上野原市上野原字新田倉三〇八九番の一地 先まで	一五・一 七七・六	九・七 二六・一		四四・〇

山梨県告示第百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十日

- 一 認定番号

山梨県指令第百八十七号 一

山梨県知事 横内正明

公 告

- 二 認定対象区域
南アルプス市山寺字下屋敷千百番一、千百番二、千百番三、千百四番、千百五番、千百六番一、千百九番三、千百四番一
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
山梨県県土整備部建築住宅課

● 山梨県登録販売者試験の実施
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の四第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日

平成二十五年九月十三日（金）

- 二 試験場所

甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス

- 三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

- 四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 旧大学令（大正七年勅令第百八十八号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- 2 平成十八年三月三十一日以前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- 3 平成十八年四月一日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者

4 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下同じ。）、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者

5 四年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者

6 1から5までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めたる者

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 受験資格を有することを証明する書類

(三) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）

2 受験手数料

一万四千円（受験願書に一万四千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成二十五年六月二十四日（月）から七月五日（金）までの山梨県の休日を除く。分かつて正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先

県内に在住する受験者にあつては、各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。）に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生業務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十五年十月十八日（金）午前十時に県庁東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付

合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四九一）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年六月二十日まで縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 ケーヨーデイツー 向町店

2 所在地 山梨県甲府市向町百八十七番地外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成二十四年十二月二十七日

三 意見の概要

出入口及び店舗周辺の交通への支障を回避するため、来店経路の周知及び交通誘導員の配置について配慮を行うこと。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年六月二十日まで縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 テックランド 向町店

2 所在地 山梨県甲府市向町百五十三番地外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成二十四年十二月二十七日

三 意見の概要
出入口及び店舗周辺の交通への支障を回避するため、来店経路の周知及び交通誘導員の配置について配慮を行うこと。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士吉田市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年六月二十日まで縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称（仮称）ニトリ富士吉田店
- 2 所在地 山梨県富士吉田市下吉田二千五百一外

- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成二十四年十二月二十七日

三 意見の概要

- 1 夜間の規制基準値を超過する騒音発生源について、基準値以下となるよう対策を講ずること。
- 2 テナント棟荷さばき施設の南側車路について適正な幅員を確保すること。
- 3 都市計画法に基づく開発許可申請の変更手続きを行うこと。

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
IC免許証システム機器用消耗品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月二十四日
随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番十七号
五 契約金額
二千七百二十二万八千三百九十円
六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

教育委員会

● 平成二十六年年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
平成二十六年年度山梨県公立高等学校（甲陵高等学校は、別途北杜市教育委員会が定める。）入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成二十五年五月二十日

山梨県教育委員会

委員長 高 野 孫 左 工 門

全日制の課程における前期募集

一 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

1 普通科については、募集定員の10%から30%の範囲（コースを指定する場合は、普通科の率と同じとする。）

2 理数科、英語科、文理科等（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の20%から40%の範囲

3 職業に関する学科については、募集定員の30%から50%の範囲

二 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十六年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

三 出願の制限

出願は、一人一校、一学科に限る。

四 出願期間

平成二十六年一月二十二日（水）（一括受付）、同月二十三日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月二十四日（金）の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法

面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、作文、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。

2 検査期日

平成二十六年二月四日（火）及び同月五日（水）

六 選抜方法

各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書の記録、面接の結果及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成二十六年二月十日（月）午前十一時から午後四時までの間に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。

八 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

全日制の課程における後期募集

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成二十六年三月に卒業する見込みの者

2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成二十六年三月に修了する見込みの者

3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十六年三月に修了する見込みの者

4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十六年三月に修了する見込みの者

5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。

4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上が設置されている場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。

5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志望する者は、その小学科に第一希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十六年二月二十日（木）（一括受付）、同月二十一日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月二十四日（月）の午前九時から正午まで

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日

平成二十六年三月六日（木）

3 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 選抜方法

1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。

七 入学許可予定者の発表

平成二十六年三月十三日（木）の午前十一時

<p>全日制の課程における再募集</p> <p>一 実施校 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>二 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。</p> <p>三 出願の制限 1 出願は、一人一校とする。 2 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。 3 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>四 出願期間 平成二十六年三月十三日（木）の午後一時から午後四時まで、同月十四日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月十七日（月）の午前九時から正午まで</p> <p>五 検査 1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。 2 検査期日 平成二十六年三月十八日（火）</p> <p>六 選抜方法 学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果並びに作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。</p> <p>七 入学許可予定者の発表 平成二十六年三月二十日（木）の午前十一時</p> <p>定時制の課程における入学者選抜</p> <p>一 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。</p> <p>二 出願の制限</p>	<p>全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。</p> <p>2 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。</p> <p>3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。</p> <p>4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとらわれず、第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>5 甲府工業高等学校を志願する者は、小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>三 出願期間 平成二十六年二月二十日（木）（一括受付）、同月二十一日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月二十四日（月）の午前九時から正午まで</p> <p>四 検査 1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。 2 学力検査の検査教科及び配点 ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。 イ 配点は、各検査教科百点とする。</p> <p>3 検査期日 平成二十六年三月六日（木）及び同月七日（金）</p> <p>4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。</p> <p>五 選抜方法 調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。</p> <p>六 入学許可予定者の発表 平成二十六年三月十三日（木）の午前十一時</p> <p>定時制の課程における再募集</p> <p>一 実施校 定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。</p> <p>三 出願の制限 1 出願は、一人一校とする。</p>
--	---

2 全日制及び定時制の課程における入学許可予定者は、出願することはできない。
なお、全日制の課程における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

3 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとらわれず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

4 甲府工業高等学校が二つ以上の小学科で募集を実施している場合、志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十六年三月十八日（火）、同月十九日（水）、同月二十日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月二十四日（月）の午前九時から正午まで

五 検査

1 検査方法

再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科

検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日

平成二十六年三月二十五日（火）

六 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十六年三月二十七日（木）の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める「平成二十六年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番